

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第 1 部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|--------------|------|---|--|--|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二條 第 1 項 | 安全原則 | 電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.1.1 7.1.5 | 箇条 7 構造の標準条件 7.1.1 ヒューズリンクの取換え ヒューズリンクは、十分な機械的強度をもち、かつ、接触部は、確実に固定する。ヒューズリンクは、容易に、かつ、安全に取換えが可能でなければならない。 7.1.5 ヒューズリンクの機械的強度 ヒューズリンクは、十分な機械的強度をもち、かつ、接触部は、確実に固定しなければならない。 | |
| 第二條 第 2 項 | 安全原則 | 電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.1 7.1.2 | 箇条 7 構造の標準条件 7.1 機械的設計 7.1.2 端子を含む接続 端子を含む接続は、次の構造でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> － 固定接続は、使用及び動作時に必要な接触力が保たれるものでなければならない。 － 絶縁材料を介して接続の接触力を伝達させてはならない。 － 接続ねじを締め付けた場合に、回転又は移動せず、かつ、導体が移動してはならない。 － 導体を把持する部分は、金属とし、過度に導体に損傷を与えない形状でなければならない。 － 端子は、カバーを外したときに、指定の取付状態で、 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|-------------|---|--|--|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | | | | 容易に接続できるものでなければならない。 | |
| 第三条 第1項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条 7 7.3 7.4 7.5 7.6 7.7 7.8 | 箇条 7 構造の標準条件 7.3 遮断容量 ヒューズは定格周波数及び回復電圧を超えない電圧において規定の固有電流を遮断できなければならない 7.4 動作 ヒューズリンクは、適切な動作をもつように設計かつ配置しなければならない。 7.5 遮断容量 ヒューズは、定格周波数及び規定する回復電圧を超えない電圧において、固有電流も遮断できなければならない。 7.6 限流特性 限流値は、製造業者が指定する特性値以下でなければならない。 7.7 I_t 特性 溶断特性 (I_t 値) は、製造業者が提示する特性以上で、かつ、“一般用ヒューズリンク”及び“電動機回路保護ヒューズリンク”は規定する限界以内でなければならない。 7.8 ヒューズリンクの過電流選択性 過電流選択性に関する要求事項は、第2部の個別規格で規定する。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|----------------|--|--|--|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第三条 第1項 続き | | | | 箇条8 8.4 8.5 8.5.8 8.6 8.7 | 箇条8 試験 8.4 動作の検証 ヒューズリンクは、規定の電流で適切に動作しなければならない。 8.5 遮断容量の検証 8.5.8 ヒューズリンクは、外部への影響又はヒューズ全体の構成部品に損傷を与えず動作しなければならない。 8.6 限流特性の検証 限流特性は、製造事業者が指定する値を越えてはならない。 8.7 I_t 特性 I_t 特性、製造事業者が指定する値を越えてはならない。 | |
| 第 三 条 第 2 項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条6 6.2 | 箇条6 表示 6.2 ヒューズリンクの表示 ヒューズリンクに、次の事項を表示しなければならない。 製造業者名、定格電圧、定格電流、遮断領域、交流・直流の別、交流の場合は定格周波数等。 | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であ | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条7 7.1.3 | 箇条7 構造の標準条件 7.1.3 ヒューズ接触部 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|------|---------|----|----------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第四条 続き | 維持 | るものとする。 | | 7.12 | ヒューズ接触部は、ヒューズを正しく取付け、かつ、通常の使用条件の場合、適切な接触が維持できなければならない。 7.12 耐食性 ヒューズの全ての金属部分は、通常使用時に発生する腐食の影響に耐えなければならない。 | |
| | | | | 7.12.1 | 7.12.1 耐さび性 鉄の部分は、関連する試験に適合するように保護しなければならない。 | |
| | | | | 7.12.2 | 7.12.2 応力腐食割れ 電流を通じる部分は、応力腐食割れに対して十分耐えなければならない。 | |
| | | | | 箇条8 | 箇条8 試験 | |
| | | | | 8.10 | 8.10 接触部の不劣化の検証 250 サイクルの通電試験後、規定を越える接触抵抗の変位があつてはならない。 | |
| | | | | 8.11.2.1 | 8.11.2.1 応力腐食割れ性の検証 銅合金製の通電部は、塩化アンモニウム溶液に浸した後に、目で見えるひび割れがあつてはならない。また、ヒューズリンクの接触部キャップは、手で取り外せてはならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|--------------------|--|--|-------------|--|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第四条 続き | | | | 8.11.2.3 | 8.11.2.3 耐さび性の検証 塩化アンモニウム水溶液に浸した後、試料の表面にさびの痕跡があってはならない。 | |
| 第五条 | 使用者及び使用場所を考慮した安全設計 | 電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 配電盤内や絶縁ケース内等で使用され、配線設備全体で安全性が担保されるものであることから、非該当が妥当と考える。 なお、配線設備全体での安全性については、電気設備に関する技術基準を定める省令によって担保されている。 |
| 第六条 | 耐熱性等を有する部品及び材料 | 電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条7 7.10 | 箇条7 構造の標準条件 7.10 耐熱性 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|----------|--|--|------------|---|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第六条 続き | の使用 | を有する部品及び材料が使用されるものとする。 | | 箇条8 8.9 | 全ての部品は、通常の使用状態で発生する熱に十分耐えなければならない。 箇条8 試験 8.9 耐熱性の検証 必要な場合、第2部の個別規格で要求事項及び試験方法を規定する。 | |
| 第七条 第1号 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、配電盤内や絶縁ケース内等で使用され、通電中に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第七条 第2号 | 感電に対する保護 | 二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 配電盤内や絶縁ケース内等で使用され、配線設備全体で安全性が担保されるものであることから、非該当が妥 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|---------|---|--|------------------------------------|--|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第七條 第2号 続き | | | | | | 当と考える。 なお、配線設備全体での安全性については、電気設備に関する技術基準を定める省令によって担保されている。 |
| 第八條 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条7 7.2 7.3 7.9.1 | 箇条7 構造の標準条件 7.2 絶縁性能及び絶縁適合性 ヒューズは、通常の使用電圧で絶縁性能を損なってはならない。また、絶縁材料又はシリコンコンパウンドの最小浴面距離、空間距離及び絶縁物を通しての距離は、規定する値に適合しなければならない。 7.3 ヒューズリンクの温度上昇 ヒューズリンクは、規定する温度上昇限度を超えてはならない。 7.9.1 空間距離及び浴面距離 空間距離は、過電流による破壊放電の危険を減少させるため、浴面距離は、絶縁材料グループ (JIS C 60664-1 の 4.8.1.3 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|-------------|--|--|---|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第八条 続き | | | | 箇条8 8.2.4.1 8.3.5 8.5.8 | 及び表 10) の定格電圧に対応しなければならない。 箇条8 試験 8.2.4.1 耐電圧の試験中、絶縁破壊又はフラッシュオーバーが生じてはならない。 8.3.5 温度上昇の試験後、規定の絶縁耐圧試験に耐えなければならない。 8.5.8 遮断容量の試験後、規定の絶縁抵抗をもっていなければならない。 | |
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条7 7.13 箇条8 8.5.8 8.11.2.2 8.11.2.2.6 | 箇条7 構造の標準条件 7.13 耐異常熱及び耐火炎 ヒューズの全ての部分は、異常な熱及び火炎に対して十分耐えなければならない。 箇条8 試験 8.5.8 遮断容量の試験後、周囲に危険な持続的アーク、フラッシュオーバー又は火炎の噴出があってはならない。 8.11.2.2 耐異常熱及び耐火炎検証 磁器を除く絶縁材料は、耐火性材料でなければならない。 8.11.2.2.6 グローワイヤの試験において、次の結果となつてはならない。 - 可視火炎及び赤熱の継続。 - 試料の火炎又は白熱光がグローワイヤの除去後 30 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------|----------------|---|--|---|--|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第九条 続き | | | | | 秒以上継続する。 － 試料の下においたティッシュペーパーの燃焼又は白松の板の焦げ。 | |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | － | － | 一般的に、配電盤内や絶縁ケース内等で使用され、通電中に触れることは想定されないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十一 条第1項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条7 7.11 箇条8 8.5.8 8.11.1 | 箇条7 構造の標準条件 7.11 機械的強度 ヒューズの全ての部分は、通常使用時に発生する機械的応力に十分耐えなければならない。 箇条8 試験 8.5.8 遮断容量試験において、動作後に取り換えることを想定した部品を除き、ヒューズの構成部分は、動作後にその後の使用を妨げる損傷を受けてはならない。 8.11.1 機械的強度 ヒューズ及びその部品の機械的特性は、遮断試験の後、取 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------|--------------------|---|--|------|-----------------------------|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | | | | 替え困難又は操作者が危険なほど損傷を受けてはならない。 | |
| 第十一 条第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | 2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | <p>配電盤内や絶縁ケース内等で使用され、配線設備全体で安全性が担保されるものであることから、非該当が妥当と考える。</p> <p>なお、配線設備全体での安全性については、電気設備に関する技術基準を定める省令によって担保されている。</p> |
| 第十二 条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、配電盤内や絶縁ケース内等で使用さ |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|------------------------------------|---|--|------|-----------|--|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十二 条続き | | それがないものとする。 | | | | れ、人が接触する ような場所では 使用されないた め、非該当が妥 当と考える。 |
| 第十三 条 | 電気用品から発 せられる電磁波 による危害の防 止 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、人体 に危害を及ぼす おそれのある電 磁波を発生しな いため、非該当 が妥当と考える。 |
| 第十四 条 | 使用方法を考慮 した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、無監 視で使用される ものであり、各 要求事項は無監 視を前提として いる。そのため、 各要求事項を満 たすことで、無 監視での安全性 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|--------------------|---|--|------|-----------|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十四条続き | | | | | | が担保されるため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、通電状態において常に動作しており、始動・停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 同上 |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 同上 |
| 第十六条 | 保護協調及び組合せ | 電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定すると | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 部品であるため、非該当が妥当と考える。 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------|------------------------|--|--|------|--|-----------------------------------|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十六 条続き | | もに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。 | | | | |
| 第十七 条 | 電磁的妨害に対する耐性 | 電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十八 条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十九 条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 箇条6 | 箇条6 表示 表示は、耐久性があり、読みやすいものでなければならない。 | |
| 第二十 条第1項 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定され |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|------------------------|---|---|------|-----------|-----------------------|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第1項 続き | | <p>気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p> | | | | <p>ているため、整合規格は不要。</p> |
| 第二十条第2項 | 表示等(長期使用製品安全表示制度による表示) | <p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p> | <p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p> | — | — | 同上 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|------------------------|--|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | に至るおそれがある旨 | | | | |
| 第二十条第3項 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 同上 |
| 第二十条第4項 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 同上 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8269-1:2016

規格名：低電圧ヒューズー第1部：通則

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------|------|------------|----|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | に至るおそれがある旨 | | | | |